

# 福祉行政の臨床における児童虐待と高齢者虐待の 特性に関する比較考察

## A Comparative Study on the Characteristics of Child Abuse and Elderly Abuse in Clinical Welfare Administration

三 和 直 人 (金沢市福祉健康局福祉政策課主査)

Naoto MIWA (Kanazawa City Welfare Policy Section, Social Welfare and Health Bureau, Assistant Manager)

川 並 利 治 (人間科学部こども学科教授)

Toshiharu KAWANAMI (Faculty of Human Sciences, Department of Child Study, Professor)

### 〈要旨〉

児童及び高齢者の領域における虐待対応においては、それぞれ社会的認知度や予防的取組みに相違がみられる。虐待防止に向けた啓発や予防支援が重視される現在、児童虐待においては各種子育て支援策やオレンジリボン運動等が展開されているが、高齢者虐待はそうした潮流にあるとは言い難い。筆者らは、児童相談所及び高齢者担当部署等で培った経験を基に、臨床の視点から児童虐待と高齢者虐待の特性を検討し、比較考察を試みた。そこから見えてきたのは、虐待類型や統計手法、組織体制といった外形的な相違の他に、通告（通報）の捉え方、初動対応に遵守されるルール、一時保護や措置に係る処分対象や費用負担、司法の関与による権利の回復手段等、数々の対応スキームの差異が関与していた。児童期そして高齢期を安全・安心に暮らし、人権を等しく享受していくためにも、障壁となる課題の克服、是正が求められる。

### 〈キーワード〉

児童虐待、高齢者虐待、福祉行政、一時保護、成年後見制度

## 1 はじめに

虐待が重大な人権侵害であることは、もはや言うまでもない。世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」(第1条)とされ、日本国憲法においても、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」(第11条)とされていることからしても、暴力や暴言等から人権は護られるべきである。

我が国では、社会的弱者として見なされてきた児童、配偶者、高齢者、障害者の各領域において、虐待防止法が整備されている<sup>(1)</sup>。そして、これらの法律を根拠に、児童相談所や市町村等の福祉行政では、日々過酷な虐待対応に職員が粉骨砕身しながら、被虐待児・者の侵害された権利の回復に努めている。しかし、痛ましい虐待は一向に減る気配がなく、マスメディアで度々報道される虐待死亡事件についても枚挙にいとまがない。

虐待は、予防が重要視されているにも関わらず、社会的

な認知度や予防に向けた取組みに児童と高齢者とでは差が生じていないだろうか。とりわけ、毎年11月の児童虐待防止推進月間やオレンジリボン運動、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」等先駆性が見られる児童虐待に対し、高齢者虐待はそうした取組みは見られない。一部自治体のホームページにおいても、詳細に記載される児童虐待に対し、高齢者虐待は簡素な記載にとどまっている印象を受ける<sup>(2)</sup>。

一般的に虐待は、被虐待者からの訴えや通報が容易ではなく、他者による保護に大きく依存している<sup>(3)</sup>ことや、虐待者が虐待していることを自覚せず、被虐待者も虐待されていると認識していない場合が少なくない<sup>(4)</sup>。それらを踏まえれば、福祉行政の果たすべき役割や職責は大きい。

筆者ら<sup>(5)</sup>は、自治体職員として、児童相談所や高齢者担当部署等において、虐待をはじめとするソーシャルワーク実践や権利擁護業務に従事してきた。その中で、児童、高齢者それぞれの虐待対応に関して、多くの共通項が存在す

る一方、虐待類型や統計手法、組織体制等の外形的な相違にとどまらず、対応スキームを含め様々な差異が関与すると考えた。

先行研究では、橋本（2007）が、児童虐待と高齢者虐待の発生要因として、育児や介護方法の無知、ストレス、孤立を共通項として挙げている。その上で、両虐待の関係性として、児童虐待から高齢者虐待への移行を「被害と加害の逆転現象」とし、暴力の逆転だけでなく、そこに至るまでの複雑な人間関係のもつれやひずみが集約されやすい点を指摘している。さらに、虐待者自身もかつて被虐待児であったという「世代間伝達」が児童虐待に見られる一方、次世代の児童虐待を待たずに被虐待児が虐待者に移行する「世代内伝達」が高齢者虐待に見られると述べている<sup>(6)</sup>。

本稿では、こうした先行研究の視点や切口からの比較とは若干異なり、福祉行政という臨床の視点から、それぞれの虐待の特性を捉えようと試みた点に独自性を持つ。両虐待の比較考察を通じ、障壁となる課題を明らかにしたい。

## 2 児童虐待の臨床的特性

### 2-1 児童虐待の概念

2000年5月24日、「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）が公布され、同年11月20日より施行された。同法の支援対象は、保護者が監護する18歳未満の児童であり、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者を指す。

同法では「保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為」(第2条)として、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待の4類型が児童虐待として定義されている。2004年の同法改正により、児童の面前での配偶者間暴力（DV）が心理的虐待に追加されている。

また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対し、同法では、市町村、福祉事務所若しくは児童相談所への「通告義務」（第6条）が課せられている点に特徴がある。

児童相談所は、都道府県に設置が義務付けられており、これには指定都市も含まれる（児童福祉法第12条第1項、第59条の4、地方自治法第156条）。2004年の児童福祉法改正に伴い、2006年4月からは指定都市以外にも中核市並びに個別に政令で指定する市（児童相談所設置市）が、また、2016年の同法等改正に伴い、2017年4月からは政令で指定する特別区がそれぞれ児童相談所を設置することができることになった（児童福祉法第59条の4第1項）。

既知の通り、金沢市は横須賀市と並んで2006年に中核市で初めて児童相談所を設置した市である。2022年12月時点で、児童相談所を設置する中核市は4市（金沢市、横須賀市、明石市、奈良市）、特別区は6区（世田谷区、江戸川

区、荒川区、港区、中野区、板橋区）であり、練馬区を除く全ての特別区が設置の意向を示している。

特別区の勢いに比べ、中核市は児童相談所設置に向けた機運が醸成されているとは言い難い。そこには、「カネ（財政的課題）・ヒト（所長、スーパーバイザーを含めた専門職の確保）・モノ（社会的養護の受け皿の整備）」の課題が存在する<sup>(7)</sup>。

都道府県が設置する児童相談所と異なり、基礎自治体が展開する児童相談所には、様々な利点がある。例えば、身近な相談窓口としてワンストップ化が図られ、相談の迅速性、利便性、関わりの密度が向上される等住民の福祉向上が期待されるほか、設置する自治体や移管する自治体双方にとっての利点も存在する<sup>(8)</sup>。

さて、児童虐待の発生要因については、国内外で様々な研究が行われている。大澤・越智（2021）は先行研究を整理<sup>(9)</sup>する中で、成長発達が遅い等被虐待児の要因<sup>(10)</sup>や、若年、多子、低い教育歴、低所得、精神疾患の既往等の加害親の要因<sup>(10)~(12)</sup>を挙げている。児童虐待は、一部の特別な家庭に起きる特殊な事象ではなく、誰にでもごく身近な場で起こり得る事象と捉えるべきであろう。

### 2-2 児童虐待の傾向及び動向

児童虐待対応件数は、年々増加の一途を辿っている。厚生労働省「令和3年度児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」によると、2021年度の児童虐待相談対応件数は、207,659件（前年度比+1.3%、+2,615件）に上り、過去最多となった。児童虐待防止法施行前の1999年度の11,631件と比較すると、2021年度は約17.8倍に増加している。虐待の内容は、「心理的虐待」が60.1%と最も多く、次いで「身体的虐待」が23.7%、「ネグレクト」が15.1%、「性的虐待」が1.1%であった。特に心理的虐待に係る相談対応件数の増加（前年度比+3,388件）や家族親戚、近隣知人、児童本人等からの通告の増加（前年度比+1,427件）が特徴として挙げられる。

主な虐待者として、厚生労働省「令和2年度福祉行政報告例」では、「実母」が47.4%と「実父」の41.3%を上回っている。これは、母親が子どもと接する時間が圧倒的に長く、子育てを一手に引き受けているケースが多いため、虐待者になる機会も父親より多いことが原因と考えられる<sup>(13)</sup>。しかし、近年虐待者が「実父」の割合も年々上昇していることから、世帯全般に対して目が行き届く、きめ細やかな支援が必要と言えよう。

児童虐待の統計報告では、相談受付件数ではなく相談対応件数が用いられるのが一般的である。相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数を指す。後述する高齢者虐待と

異なり、虐待判断件数の公表はない。

児童相談所が受理した通告・相談について協議・報告を行う受理会議や、各種診断を基に総合診断を協議・決定する判定会議においては、そもそも通報内容が「虐待か否か」議論される場面は実務上ほとんど見られない。

2007年に改訂された「児童相談所運営指針」では、「虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（中略）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（中略）を起こし、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。」と明記されている。

つまり、児童相談所では、「虐待か否か」の議論に重きを置くのではなく、全ての相談・通報事例に「深刻な虐待が起きているかもしれない」との前提で危機意識を持ち、安全確認の時期や方法、一時保護の要否を含めた対応を検討するスキームが確立されている。いわば「通報＝虐待」と捉える特徴があると考えられる。

次に、児童虐待による死亡事例について述べる。2020年度の児童虐待による死亡事例は66例（77人）<sup>64</sup>であり、ここ数年60～70例前後で推移している。痛ましい死亡事例を無くすべく、2004年の改正児童虐待防止法にて、国及び地方公共団体の責務として「児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う」（第4条第5項）と位置づけられ、2005年以降、厚生労働省の専門委員会にて継続的に死亡検証が実施されている。

これまでに18回報告が行われており、死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント<sup>65</sup>が、養育者、子ども、生活環境等、援助過程の4つの側面毎に整理されている。まず、養育者の側面からは、「妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である」「予期しない妊娠/計画していない妊娠」「乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である」「関係機関からの連絡を拒否している」事例が、毎年のように報告されている。次に子どもの側面からであるが、「子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む」「施設等への入退所を繰り返している」「きょうだいに虐待歴があった」などである。また、生活環境等の側面からは、「転居を繰り返している」「社会的な支援、親族等から孤立している」が顕著である。さらに、援助過程の側面からは「関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない」「家族全体を捉えたりリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄である」が主たるものとなっている。

これらは、毎年記載され、国は警鐘を鳴らしているも、

残念ながらよく似た事案が、毎年繰り返されているのが現状である。

### 2-3 児童虐待の対応

最初に組織体制について概観する。金沢市の児童相談所（こども相談センター）は、所長、所長補佐（兼児童相談所長）以下、庶務係、相談第一係、相談第二係、心理判定係、一時保護係で構成される。一時保護所を併設し、24時間365日体制で被虐待児をはじめ非行、性格行動等で行動観察が必要な児童を保護する体制が整備されている。職員は、児童福祉司（保健師含む）、児童心理司、児童指導員、保育士、相談員等計34名が在籍し、嘱託で小児科医4名、精神科医4名、顧問弁護士1名が配置されている<sup>66</sup>。

中でも、常に最前線で虐待対応に従事するのが児童福祉司である。かねてから人員不足が指摘され、2016年策定の「児童相談所強化プラン」では、増員目標が掲げられ、2015年度実績2,930人の児童福祉司を2019年度までに550人増の3,480人配置する基準を打ち出した。その後も「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により、増員の計画は進められ、2022年度までに2,020人増の5,260人を目標としてきた。そして、2022年12月15日に国は「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を決定し、2024年度までに児童福祉司をさらに1,060人増員する目標を盛り込んだ<sup>67</sup>。

児童福祉司の任用要件は、児童福祉法第13条第3項各号で規定されているが、全国的には福祉等専門職採用が徐々に増えつつある。2016年度の全国の当該平均採用率は72.9%となっており<sup>68</sup>、大阪府では全国に先駆けて福祉等専門職を児童福祉司に充てている。

一方で、福祉等専門職の配置が少ないまたは全くない自治体も未だ存在する。子ども家庭福祉におけるソーシャルワークの一端を、一般行政職が担わざるを得ない実態があることも事実である<sup>69</sup>。

一般的な虐待対応の手順は次のとおりである。児童虐待に関する通報を児童相談所が受理した場合、受理会議が開かれる（定例の受理会議に対して、緊急受理会議と呼んでいる）。ここでは、調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法、一時保護の要否等を速やかに検討する。

その後、児童の安全確認が行われる。安全確認に要する時間の目安として、2007年に児童相談所運営指針が改訂され、虐待通報後48時間以内に安全確認を行うことが望ましいとする、いわゆる「48時間ルール」が適用された。同指針は、法的には技術的助言（地方自治法第245条の4第1項）の位置づけであるが、児童相談所の現場では、同指針に基づいて業務が行われているのが一般的である。

安全確認にて受傷状況や経緯、生活状況や児童の意向等を総合して対応を判断するが、緊急性が高い場合は一時保

護等を行い、分離の必要のない場合は、保護者への指導を行うこととなる。この一時保護に係る費用は公費で賄われ、児童や保護者の負担はない。一時保護中に受診が必要となった場合も、健康保険を併用し、自己負担分は公費負担する仕組みになっている。

児童福祉司は社会診断、児童心理司は心理診断、一時保護所の児童指導員は行動診断、医師は医学診断を担当し、総合判定を経て、児童の援助方針が決定されていく。児童相談所の具体的な援助として、助言指導・継続指導といった措置によらない指導や、措置による児童福祉司指導、児童福祉施設入所措置、里親委託措置がある。一時保護と同様、児童福祉司指導や措置入所は行政処分となり、その処分対象は児童本人ではなく保護者となる。

さらに、家庭裁判所への家事審判の申立てとして、児童福祉法第28条の施設入所承認、親権喪失（停止）宣告の請求、未成年後見人選任の請求等司法の関与を含めた援助も想定されている。

金沢市では、児童福祉法第28条の施設入所承認は過去2件、未成年後見人選任の請求は過去3件あるが、親権喪失宣告の請求はこれまでない<sup>20)</sup>。日本ではまだまだ親権が重視される風潮があり、児童虐待が起こっても司法による親権停止、ましてや親権喪失請求は躊躇する傾向がある。未成年後見人の選任の請求もまた然りではないかと考える。

第一筆者は、児童相談所勤務時代に、児童相談所長による未成年後見人選任の請求を経験した一人である。ひとり親家庭の保護者が病死し、当時高校生だった児童を養育里親に委託し、高校卒業後のアパート契約や就職時の身元引受人手続きに備え、未成年後見人の請求を行ったケースであった<sup>21)</sup>。筆者自身の経験不足と複雑な手続きが重なり、何度も家庭裁判所に足を運び、家裁職員から記載方法や要点について教示してもらったことを記憶している。以降、金沢市では未成年後見人選任の請求が行われていない。虐待対応において、司法関与による法的対応の制度設計は緻密になる一方で、それらの躊躇なき積極的な活用実践は追い付いていない。

### 3 高齢者虐待の臨床的特性

#### 3-1 高齢者虐待の概念

2005年11月9日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が公布され、2006年4月1日より施行された。

高齢者虐待防止法は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としている。換言すれば、「高齢者虐待の防止」と、「養護者の支援」の両方が強調されている点に特徴がある。

支援対象は、65歳以上の高齢者であるが、65歳未満の者で養介護施設に入所、利用し、または養介護事業に係るサービス提供を受ける障害者も高齢者とみなし対象に含まれる。また、虐待等の発生の際に最も近い基礎自治体である市町村に、虐待の防止及び対応を委ねている。

同法では、高齢者を養護する養護者だけでなく、養介護施設や養介護事業に従事する者からの虐待が定義されているが、その理由について橋本（2007）は、施設にいる児童の場合は施設長に親権が代行されるが、高齢者の場合はそれが無いため、別途定めなければならなかったと説明している<sup>22)</sup>。

通報規定については、児童虐待防止法同様に存在するが、養護者から虐待を受けたと思われる高齢者のうち、「生命又は身体に重大な危険が生じている場合」は速やかに「通報義務」が課せられる（同法第7条1項）のに対し、疑いを含めたそれ以外の場合は、速やかに「通報するよう努めなければならない」と「通報努力義務」にとどまる点が特徴と言える（同法第7条第2項）。なお、養介護施設従事者からの高齢者虐待に係る通報についても、発見者に対し、高齢者の「生命又は身体に重大な危険が生じている場合」か否かで「通報義務」か「通報努力義務」に分かれるが（同法第21条第2項、第3項）、養介護施設従事者が発見者となる場合は、深刻度の度合いに関わらず一律に「通報義務」が課せられる（同法第21条第1項）。

同法では、高齢者虐待を①身体的虐待、②介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5類型に分類している（同法第2条第4項第1号及び第2号、同条第5項第1号及び第2号）。児童虐待が①～④の4類型を指すのに対し、高齢者虐待は「経済的虐待」を含めた5類型を指す点に特徴がある。

また、身体的虐待には、身体拘束も含まれることが特記すべき点である。緊急性・非代替性・一時性の三要件を満たさない身体拘束は、身体的虐待にあたることに留意が必要である。

この5つの虐待類型には、セルフ・ネグレクト（自己放任）は含まれていない。近年、金沢市においても、いわゆるごみ屋敷問題をはじめ、医療ケアを拒否する末期癌高齢者、路上・車上生活を続ける高齢者等広くセルフ・ネグレクトと疑われる事例が増加傾向にある。津村（2009）は、「高齢者の認知症、疾病等、抑うつ状態、薬物依存、貧困、孤立などがセルフ・ネグレクトの要因であり、高齢者のセルフ・ネグレクト状態は死亡の危険性が著しく高い<sup>23)</sup>」と述べていることからしても、問題を看過せず、高齢者虐待に準じた対応が必要である。

さらに、高齢者虐待とは言い切れない「グレーゾーン」や「不適切なケア」の問題も存在する。

小林（2004）は、「フィオーレ南海」の柴尾施設長の言葉を引用し、虐待と不適切なケアの間には幅の広いグレーゾーンがあり、その中には意図的なものと非意図的なものがあると説明する。意図的なものは、実態が表面化していないだけで、犯罪行為が行われているものを指し、非意図的なものは介護者等にその意図がなくても実態は虐待行為を行っている状態で、不適切なケアは介護意欲や体力、知識、技術が無いことによるものであり、周囲の支援によってやめさせることが可能であると述べている<sup>24</sup>。

さらに、中村（2012）は、グレーゾーンにある虐待を防ぐべく、高齢者虐待の第6類型として「その他：高齢者の人権を侵害する行為」の新設を提言している<sup>25</sup>。この是非については別の機会に譲るが、いずれにしてもグレーゾーンや不適切なケアを放置せず、「虐待の芽」を早期に摘むことが、虐待発生防止に繋がることを自覚する必要がある。

こうした虐待への具体的な対応方法として、2006年に厚生労働省老健局は「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（以下「厚生省マニュアル」という。）を作成し、2018年に改訂されている。しかし、このマニュアルには養護者への支援に関する記述は十分な内容が網羅されているとは言い難い。

養護者支援に関する先行研究については、副田（2013）の虐待者である養護者が自ら振り返り、解決に導く「安心づくり安全探しアプローチ開発」の取組み<sup>26</sup>や、山口（2019）の養護者が虐待をしてしまう理由をタイプ別に分け、的確な支援を行う研究<sup>27</sup>が存在する。

山口・坂田・高橋ほか（2020）は、養護者の支援の困難性に関する研究において、自治体担当者の約7割の職員が養護者への関わりに困難さを感じていること、3割強が支援に必要な知識不足や対応の仕方が分からない、他部署・多機関との連携の困難さを感じている等を明らかにしている<sup>28</sup>。児童虐待の予防・再発防止として、保護者の支援が重要であると同様に、高齢者虐待においても養護者支援が重要なキーであると言える。

### 3-2 高齢者虐待の傾向及び動向

厚生労働省は、2007年度から毎年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」を公表している。直近の2021年度の調査結果によると、養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は36,378件であり、前年度と比較すると604件（1.7%）増加している。そのうち、事実確認の結果、市町村が虐待と判断した虐待判断件数は16,426件であり、虐待認定率は45.1%にとどまっている。

なお、養介護施設等従事者による高齢者虐待の相談・通

報件数は、2,390件（前年度比+293件、+14.0%）であった。以下では、養護者による高齢者虐待について詳細を確認する。

虐待の内容は、「身体的虐待」が67.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が39.5%、「介護等放棄」が19.2%、「経済的虐待」が14.3%、「性的虐待」が0.5%であった。

相談・通報者の内訳は「警察」が32.7%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が24.9%、「家族・親族」が8.0%、「被虐待者本人」は5.8%であった。

さらに、虐待を受ける高齢者の約7割が要介護認定者であり、認知症日常生活自立度Ⅱ以上、障害高齢者日常生活自立度（寝たきり度）A以上であることが調査結果にて報告されている。

以上の現況を踏まえ、まず虐待発生件数に着目したい。

高齢者虐待の相談・通報件数（2021年度：養護者による虐待36,378件、養介護施設従事者等による虐待2,390件の計38,768件）は、児童虐待の相談・通報件数（2021年度：207,659件）と比較し少ない。単純に高齢者人口が3,627万人<sup>29</sup>、児童人口が2,003万人<sup>30</sup>であることからしてもその差は歴然である。

しかし、大重（2008）は、養護者による高齢者虐待は、孤立しがちな在宅介護や生活の場で行われるため潜在化する傾向にある<sup>31</sup>と指摘している。これを踏まえれば、単純にその件数だけをもって高齢者虐待は少ないと楽観視できず、むしろ深刻な状況にあるかもしれないと捉えるべきである。

虐待による死亡事例については、2020年度の児童虐待による死亡事例が66例（77人）あり、同時期の高齢者虐待による死亡事例25例（25人）に比べて多い。死亡検証については、児童虐待防止法第4条第5項のように国及び地方公共団体の責務とする規定の存在に対し、高齢者虐待防止法第26条には国による事例の分析を行う規定がある。しかし、地方公共団体に事例検証を求める直接の根拠規定はない。2018年に認知症介護研究・研修仙台センターが「高齢者虐待における重篤事案等にかかる個別事例についての調査研究事業」として2012年～2015年度に発生した死亡事例の全国的な検証を実施し、その後2022年に同センターが2016～2019年度の死亡事例を対象に検証を行っている。しかし、児童虐待のように、毎年のように検証が実施されているわけではない。

高齢者虐待における統計調査の手法についても言及したい。児童虐待の統計調査と異なり、高齢者虐待の統計調査の特徴として、虐待判断件数の項目が存在する。虐待判断件数とは、市町村が事実確認の結果、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例数を指す。これについて、2022年の厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調

査研究事業報告書（本節では「報告書」という。）では「明確な判断が難しい状況や高齢者本人や養護者からの確認を含め事実確認が困難な状況が存在する」と述べられている<sup>83</sup>。相談・通報件数に対し、虐待判断件数やその認定率が低くなる要因については、以下の理由が考えられる。

第一に、児童虐待と比べ高齢者虐待は、事実確認や深刻度の判断が難しいことが挙げられる。高齢者に内出血痕があったとしても、転倒による打撲や高齢による毛細血管のもろさ等もあり、虐待によるものか簡単にはわからない<sup>84</sup>。さらに、共依存関係にある親子の場合は、「育てた自分に非がある」「子や家の恥をさらしたくない」といった複雑な親側の思いが被害者意識を希薄にさせ<sup>85</sup>、被害申告を躊躇させている可能性がある。

第二に、警察からの通報件数の増加が挙げられる。報告書によると、介護支援専門員や介護保険事業所職員、医療機関従事者、被虐待者本人、家族・親族、虐待者自身、当該市町村行政職員が通報者に含まれる事例では、「虐待あり」と判断される割合が高い一方、警察が通報者となる事例ではその割合が低くなることが判明している。警察が高齢者虐待と断定される事案のみならず、「虐待が疑われる事案」を含め幅広く事案を扱い、市町村に通報しているものと推察される。

第三に、「養護者」の捉え方の難しさが挙げられる。高齢者虐待防止法は、養護者からの虐待を前提としているため、養護の実態が確認されない場合は法の対象外とされる。養護の実態の有無を含め、慎重な判断を行おうとすれば尚のこと、行政側の虐待判断を鈍らせているように感じる。仮に、養護者では無いと判断される事例であっても、虐待対応に準じた対応が必要であることは言うまでもない。

### 3-3 高齢者虐待の対応

まずは組織体制について概観する。高齢者虐待防止法第15条には、市町村に虐待対応を実施するための専門職確保の努力義務が規定されている。

金沢市では、福祉政策課内に地域包括ケア推進室が設置され、室長（事務職）指揮の下、保健師2名（室長補佐1名含む）、社会福祉士4名が配置されている。対応時、保健師と社会福祉士がペアリングされるのが一般的であり、主に事務職が高齢者虐待に対応せざるを得ない他市の状況と比すれば、恵まれた体制である。児童相談所で主にペアリングされる児童福祉司と児童心理司との職種の違いはあるものの、他の専門職の視点を交えた多角的なアセスメントを重視するほか、不測の事態に備え複数名での対応を徹底する点は共通しており、虐待対応の「鉄板」と言えよう。

とはいえ現行の体制では、人事異動のサイクルも相まっ

て平均所属年数の短さや、高齢者がPTSD等心理的症状を抱える場合の対応が難しい。今後は、専門職の継続的な定着と専門性の底上げに加え、心理職の配置を期待したい。

高齢者虐待の相談・対応機関は、市町村のみならず、地域包括支援センター（以下「包括」という。）の存在も欠かせない。包括は、2006年の介護保険法改正に伴い設置され（法第115条の46第1項）、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が配置されている。主な業務は、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業とされ、権利擁護業務の一部に高齢者虐待の対応が含まれる。しかし、現状は介護予防マネジメント業務が多忙であり、高齢者の権利擁護に手が回らないとも言われている<sup>86</sup>。包括の運営形態について、全国の状況を見ると市町村直営が20.5%、社会福祉法人や医療法人等への委託型が79.5%の状況<sup>87</sup>であり、金沢市にて設置される19か所全てが委託型包括となっている。とはいえ、委託であっても市町村がその設置責任者として適切に運営に関与することが求められる。高齢者虐待についても一義的に責任を持つことが要求される。特に、市と包括間で緊密な連携体制が求められることから、相談・通報の共有は勿論、虐待の有無や緊急性の判断を協議するコアメンバー会議の結果も遅滞なく共有している。

次に、高齢者虐待の対応方法について概観する。

虐待対応の入口とされる通報を受理後、速やかに事実確認が実施される。市または包括により、原則訪問にて高齢者への安否確認と被害状況の確認、養護者への聞き取りが行われる。事実確認までに要する時間の目安として、児童虐待では、「48時間ルール」が児童相談所運営指針にて規定されている一方、高齢者虐待における厚労省マニュアルには、「休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことを原則」と表記され、注釈にて「相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は0日（即日）、虐待確認までの期間の中央値は1日（翌日）」であることを示し、「多くの市町村では通報を受理した日に事実確認を開始し、翌日には虐待の有無を判断しています」と記載されている。しかし、具体的な時間を示す踏み込んだ記載は見当たらない。さらに、同マニュアルの添付資料では、2016年度の統計結果を基に、相談・通報の受理から事実確認開始まで「28日以上」かかったケースが355件（全体の3.1%）存在していた。

こうした状況に対し、厚労省マニュアルを補完する位置づけとされる、公益社団法人日本社会福祉士会の「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」では、事実確認の実施とその後のコアメンバー会議開催までの時間の目安として、「児

童虐待の場合の48時間以内を参考として、事例の緊急性に応じて市町村が決定します。」と踏み込んだ記載がなされるほか、一部の自治体では独自に、48時間ルールを援用するマニュアルを整備しているところも見られ、自治体間で格差が見られる。

事実確認後、市のコアメンバー会議で緊急度や深刻度をアセスメントし、虐待の程度が軽度または中度と判断されるケースは、主に包括が担当し、行政が助言や進行管理等の後方支援にあたる。一方、高齢者の生命の危険性が著しく高いと判断される重篤なケースは、行政が直接介入するほか、高齢者の保護・養護者からの分離として権限行使を検討していく。

高齢者虐待防止法では、虐待を受けた高齢者の措置を採るために必要な居室を確保が市町村に要請されている（第10条）。しかし、ベッド確保の予算的な措置が壁になり、確保できない市町村も存在すると言われている<sup>67)</sup>。金沢市では、被虐待者等の安全確保のため、緊急対応に伴う一時保護として高齢者緊急シェルターを設置している。このシェルターは、児童の一時保護と同様、高齢者の安全に配慮するため、秘匿施設となっているが、利用時には食費・光熱水費等の実費負担が発生するほか、利用中に受診が必要な場合、別途医療費も本人負担となる。一時保護にあたり、費用負担が発生する点は、児童領域の一時保護とは明らかに異なる。

近年、無年金者や低額の年金生活者が増加傾向にあるほか、養護者以外の親族から経済的支援が得られない等の理由により、保護費用を捻出できない事例が散見され、実務上大きな課題となっている。第一筆者は、臨床現場において、費用負担の無い、またはより低額な一時保護先の開拓を模索する中で、居住支援法人が独自に運営する避難住居の活用を見出した。

避難住居の利点として、費用負担が無い利点に加え、施設処遇が馴染みにくい自立度の高い高齢者にとって、自宅に近い感覚で利用できるため、手段的日常生活動作(IADL)や生活の質(QOL)に配慮した保護が可能となる。さらに、行政側にとっても、シェルター満床時の代替策として活用できる利点がある。勿論、あくまで一般住宅を利用するため、常時職員の見守り支援がないことや、養護者が本人を執拗に探し回らないよう物理的な距離を取ること等の留意を要するが、この新たな一時保護の形態に大きな可能性を感じている。

一時保護を目的とした高齢者緊急シェルターとは別に、継続的な保護・分離の手段として、老人福祉法には「やむを得ない事由による措置」(法第10条の4、第11条)がある。これは、短期入所生活介護や特別養護老人ホーム等への措置を行政の職権で行うものである。この「やむを得ない事

由による措置」は、一時保護同様、原則高齢者本人に対して行政処分が行われ、児童の一時保護や措置のように、保護者に対して行政処分が行われる仕組みとは異なる。

元来、高齢者虐待対応における強制的介入や分離は、養護者の同意に基づかないことから、ソーシャルワークの敗北、失策と捉えられ、敬遠されてきた経緯がある<sup>68)69)</sup>。対して、児童虐待対応における強制的介入は、高い専門性を持ち、権限を行使するにも十分なアセスメントと援助関係、援助プロセスへの見通しなどを持つため、強制的介入もソーシャルワークの一つと見なす見解も少なくない<sup>40)</sup>。このように、ソーシャルワークを巡る専門性や強制的介入の是非についても、児童虐待と高齢者虐待間で長らく差異が見られてきた。

高齢者領域の実践者である森山(2021)は、虐待分離を下策とする一方で、生命の危険が差し迫った緊急時には致し方ないとの認識を示している<sup>41)</sup>。これについては、筆者らも同感である。これまで幾度も分離の場面を経験したが、養護者からの罵声は勿論、物を叩きつけて職員を威嚇する、鈍器や刃物を持ち出す場面にも遭遇している。行政職員として高齢者の安全確保という使命感があるからこそ、養護者との対峙は辞さない覚悟でいる。ただし、分離は「目的」や「ゴール」ではなく、あくまで「手段」であり、高齢者や養護者の生活再構築に向けた「スタート」であることを強く認識すべきであろう<sup>42)</sup>。

分離後は、虐待という権利侵害された状態からの速やかな回復が不可欠となる。高齢者領域では、権利回復の手段として、一般的に成年後見制度が利用される。成年後見制度は、介護保険制度と共に高齢者を支える「車の両輪」に例えられ、認知症や精神障害、知的障害など判断能力の低下のある人への契約支援システムとして、従来の民法の禁治産制度・準禁治産制度を改正し、2000年に創設された。本人の判断能力に応じ、補助、保佐、後見の類型に分かれ、代理行為や同意(取消)行為に違いはあるが、主に財産管理や身上保護を担う。

特に、経済的虐待の救済手段として、成年後見人が本人の財産保護を担う事例や、施設入所を拒否する虐待加害者である養護者への対抗手段として、成年後見人による契約で施設入所し、本人の身上保護や財産管理を担う事例等、臨床場面では成年後見人と協働しながら虐待対応を展開する場面は珍しくない。それを象徴するように、金沢市では市長による成年後見人選任申立て事例が増加している<sup>43)</sup>。

とはいえ、成年後見制度は、申立てに要する費用や後見人等の報酬の負担、一時的な制度利用が困難、後見人等による財産の不正利用等、様々な課題が指摘され、制度全体では利用者数の伸び悩みが見られる。国は、2016年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、同法に

基づき、5か年毎に策定される「成年後見制度利用促進基本計画」にて各施策の計画的推進が行われている。現在、2022年3月に閣議決定された第二期基本計画が進行中であり、課題克服に向けた運用改善に期待したい。

#### 4 考察

ここまで、筆者らの臨床経験を交えつつ、児童虐待と高齢者虐待の双方について、それぞれ特性を検討してきた。改めて、両虐待間の相違点を整理し表で示す。

まず、法律で規定される虐待の定義である。児童虐待では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4類型が法で定義される一方、高齢者虐待では、経済的虐待を加えた5類型が法で定義されている。

養護者が、高齢者の通帳やキャッシュカードの管理、日常的な金銭の出し入れを代行することは珍しくない。家庭

内のお金に関わることであるが故に、高齢者の財産が不当に処分されたり侵奪されていても、第三者からは指摘しにくく、被害が判明しにくい一面がある。特に、近年増加する8050問題のように、同一世帯で暮らす成人の子（養護者）が精神疾患等のため就労できず、高齢者の年金や預金に依存せざるを得ない事例も散見されるため、高齢者領域においては経済的虐待の視点は欠かせない。

次に、通告・通報の規定である。児童虐待防止法は、児童虐待が疑われる場合、発見者に児童相談所等への「通告義務」を一律に課している。一方、高齢者虐待防止法は、高齢者の「生命又は身体に重大な危険が生じている場合」は、発見者に市町村への「通報義務」を課しているが、疑いを含めたそれ以外の場合は「通報努力義務」にとどめている。

表 児童虐待及び高齢者虐待の特性比較表(筆者ら作成)

	児童虐待	高齢者虐待
対応する組織体制	児童相談所、市町村	市町村、地域包括支援センター
職種	児童福祉司、児童心理司等	社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等
虐待の定義(類型)	4類型(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)	5類型(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)
通告・通報	通告義務	通報義務(生命又は身体に重大な危険が生じている場合) 通報努力義務(それ以外の場合)
虐待通告・通報の捉え方	通告 ≡ 虐待	通報 ≠ 虐待
安全(事実)確認のルール規定	48時間ルールの規定あり (児童相談所運営指針)	明確な規定なし (日本社会福祉士会や一部自治体で48時間ルールを援用)
統計手法	虐待相談対応件数	虐待相談・通報件数(受付件数)、虐待判断件数
死亡事例の検証	国・地方公共団体の責務として毎年度実施	国が複数年分一括して実施(地方公共団体が行う根拠なし)
行政処分の対象	保護者	高齢者本人
一時保護の費用負担	原則なし(公費負担)	実費負担あり(自己負担)
措置入所の費用負担	応能負担	応益負担及び実費負担
司法の関与による権利の回復手段	・ 法的手段が複数存在(親権喪失、親権停止、未成年後見人選任申立て) ・ 親権が重視され法的手段の活用は慎重	・ 成年後見人選任申立てが主流 ・ 本人の権利擁護が重視され法的手段の活用は積極的

この通報の判断基準や解釈が法で明文化されていないため、発見者には判断の困難さが伴う。さらに、解釈の曖昧さから通報が後手になり、高齢者の安全確保に支障をきたす恐れもある。高齢者虐待の通報規定に関して、児童虐待のように一律に義務化に向けた法改正が望ましいのではないかと考える。

安全(事実)確認に関する根拠についても、両虐待間で特徴が見られる。児童相談所運営指針を根拠に、安全確認に「48時間ルール」の規定が存在する児童虐待に対し、高齢者虐待では厚労省マニュアルに具体的な時間の明記はなく、公益社団法人日本社会福祉士会が作成する対応の手引きに48時間ルールを参考とする旨の記載が見られるにとどまる。

明確な規定が無いため、事実確認に相当な日数を要した

ケースも散見されるほか、独自に48時間ルールを援用する一部自治体と、そうでない自治体間での格差を生じさせている。厚労省マニュアルにおいて、事実確認の実施期限を明確化することが望ましいと考える。

続いて、虐待統計に関する手法の相違である。虐待相談の「対応件数」が主流の児童虐待と、「受付件数」と「虐待判断件数」が指標とされる高齢者虐待の違いである。

例え虐待か疑わしい事案であっても、児童虐待では「通告≡虐待」を前提とし、全ての相談・情報提供を虐待通告として捉えるスキームが構築されている。一方、高齢者は、老化現象による転倒のしやすさ、痣のできやすさのほか、認知機能の低下による被害申告の困難さがあるため、虐待と判断できない事例が存在し、結果「通報≠虐待」の構図が出来上がる。慎重に判断を期す姿勢は理解できるも

の、行政が虐待対応の公的責任から逃れる口実として「判断できず」が常套句とされないよう戒めが必要である。

そして、死亡事例の検証においても、国・地方公共団体の責務として、毎年継続される児童領域に対し、高齢者領域では国が複数年分一括して検証を実施しており、地方公共団体が実施する根拠は見当たらない点も特異的である。

さらに、一時保護や措置入所を含めた行政処分についても特出した差異が見られる。児童領域では、一時保護に係る処分対象は児童本人ではなく保護者となる。そして、一時保護中の実費負担は発生せず、保護中に要した医療費も含めて公費負担となっている。しかし、高齢者の一時保護に係る処分対象は高齢者本人となり、養護者には処分の効力は及ばない。そして高齢者本人に対して一定の実費負担が生じる仕組みになっている。

高齢者虐待防止法においても、高齢者の一時保護先として老人短期入所施設（ショートステイ）の利用を想定している（第9条）ことからしても、自己負担が発生することを前提とした制度設計になっている。

なお、施設入所措置に関しては、処分対象者は一時保護と同様であるが、費用負担については、児童領域では「応能負担」である一方、高齢者の「やむを得ない事由による措置」では「応益負担」（介護保険制度利用により発生する自己負担分を負担）に加え食費、居住費等の実費負担も掛かる等、ここでも差異が見られる<sup>44)</sup>。

これらの相違に共通する背景として、一般的に「資力が無い未成年」である児童と、「資力を有する成人」である高齢者の特性に基づくものと筆者らは考える。しかし、資力の有無で一時保護の可否が諮られるべきではない。同様に、施設入所措置の費用についても、応能負担よりも応益負担の方が低所得者にとって負担が大きくなりやすい側面があることから、一時保護や施設入所措置に係る費用負担の減免等を講じる配慮・工夫が求められよう。

最後に、司法の関与による権利の回復手段である。児童領域では、児童の置かれた状況に応じ親権喪失、親権停止、未成年後見人選任申立てといった豊富な法的手段の選択肢が存在する。ただし、親権が重視される風潮が未だ根強く、法的手段の活用には慎重な姿勢を見せる児童相談所も存在する。

一方、高齢者領域では虐待対応の手段として成年後見制度の活用を主流化させている市町村も存在し、その利用促進に向けて社会的機運は高まりつつある。

以上、両虐待間の比較を通して、数々の対応スキームの差異が関与していることや、と同時に多くの課題が見えてきた。児童期そして高齢期を安全・安心に暮らし、人権を等しく享受していくためにも、障壁となるこれらの課題の克服、是正が求められる。

## 5 おわりに

児童虐待と及び高齢者の虐待防止が共に目指すのは、クライアントの人権を尊重し、虐待という権利侵害から護り、その権利を回復させていくという一連のプロセスである。そのベクトルにゆらぎを生じさせてはならない。

仮に、三世代間に渡る児童虐待と高齢者虐待が混在する事例に遭遇した時、福祉行政は如何に対応すべきだろうか。「児童相談所は児童のみ」、「市町村は高齢者のみ」支援するという縦割り型支援の発想はクライアントや家族にとって分かりにくいだけでなく、根本的な課題解決に繋がらない。家族全体を支援する視点を持ち、他部署・多機関との有機的な連携ネットワークのもと、エビデンスに基づく実践がまさに求められよう。その一例として、「重層的支援体制整備事業<sup>45)</sup>」の活用が期待されるのではないだろうか。

今後、児童相談所と高齢者虐待対応窓口となる市町村間においては、互いの手法やアプローチは違えど、双方の実践過程を共有し、目的や価値を認め合う場の創設が必要である。例えば、事例検討会や講演会の共同開催や、日常業務を語る交流会でもよい。「小さく生み、大きく育てる」を目標に、両機関の間で徐々に信頼関係が構築されていけば、先のような困難ケースが発生しても、「押し付け」や「線引き」のない応用力や互換性を兼ね備えた質の高い虐待対応が可能となる。さらに昨今、そのことばが浸透してきた「ヤングケアラー」の支援体制としても有効であろう。

筆者らは共に中核市の福祉行政に携わった経験から、特別区を含む基礎自治体の相談支援体制に着目し続けている。児童領域において、児童相談所一極集中だった虐待対応も緊急・重篤なケースを除き、予防・継続支援の観点から市町村へとその潮流が移り変わろうとしている過渡期において、特に児童相談所を設置している基礎自治体の場合は顔の見える関係づくりのメリットから重層的な支援体制の実現性が高いといえる。第一筆者のように福祉職等専門職が異動により児童相談所と高齢者虐待対応窓口双方の業務を経験する可能性は大いにあろう。

本稿では、児童虐待と高齢者虐待の比較考察を試みたが、限られた臨床の経験であるうえ、そもそも、両虐待間での根本的な法制度の体系や創設理念が異なるため、単純に比較することは難しいと感じている。

しかし、実務上の課題を含めて本稿で問題提起したことが後進の参考となり、改善や解決に向けた道筋に繋がっていくことを、筆者らは願ってやまない。

## 注

- (1) 2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、2006年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2011年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」がそれぞれ施行されている。
- (2) 例えば石川県のホームページでは、児童虐待に関する啓発ポスター・パンフレット(PDF)は5部掲載されているが、高齢者虐待に関する啓発パンフレット(PDF)はわずか1部であった。同様に県内19市町のホームページについても、児童虐待の記載はあるが高齢者虐待の記載がない自治体や、高齢者虐待よりも児童虐待の記載に偏りが見られる自治体が8市町確認された。(2022年12月20日時点)
- (3) 中村京子(2012)「わが国の高齢者虐待防止法の『虐待』定義に関する一考察」『社会関係研究』18(1), p.81
- (4) 柴尾慶次(2007)「構造的につくられる施設内虐待」『高齢者虐待防止研究』3(1), pp.8-14
- (5) 三和直人  
 金沢市児童相談所 2011年～2015年  
 金沢市福祉政策課 2021年～現在に至る  
 川並利治  
 大阪府富田林児童相談所 1990年～1994年  
 大阪府東大阪子ども家庭センター 2001年～2002年  
 大阪府池田子ども家庭センター 2002年～2004年  
 大阪後見支援センター 2004年～2007年  
 厚生労働省雇用均等児童家庭局 2007年～2008年  
 金沢市児童相談所 2008年～2015年
- (6) 橋本和明(2007)「第1章『包括的虐待』から見た人間関係の理解」橋本和明編『虐待と現代の人間関係—虐待に共通する視点とは—』ゆまに書房, pp.26-28
- (7) 川並利治(2019)「中核市及び特別区における児童相談所設置の意義と課題—子ども家庭支援体制の強化を目指して—」『金沢星稜大学人間科学研究』12(2), p.41
- (8) 前掲書(7)p.40
- (9) 大澤絵里・越智真奈美(2021)「市町村における地域の児童虐待予防と対応のしくみの課題と展望—公衆衛生学アプローチと包括ケアシステムとの融合—」『保健医療科学』70(4), pp.385-393
- (10) Dubowitz H, Kim J, Black MM, Weisbart C, Semiatin J, Magder LS. Identifying children at high risk for a child maltreatment report. *Child Abuse and Neglect*.2011;35(2):96-104.
- (11) Mulder TM, Kuiper KC, Put CE, Stams GJM, Assink M. Risk factors for child neglect: A meta-analytic review. *Child Abuse and Neglect*. 2018;77:198-210.
- (12) Hunter AA, Flores G. Social determinants of health and child maltreatment: a systematic review. *Pediatric Research*. 2021;89(2):269-274.
- (13) 周燕飛(2019)「母親による児童虐待の発生要因に関する実証分析」『医療と社会』29, pp.119-134
- (14) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第18次報告 2022年9月「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」<資料編>p.1
- (15) 前掲書(14) 本篇「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)の概要」p.9
- (16) 金沢市こども相談センター・幼児教育センター(2022)「令和4年度事業概要(令和3年度実績)」p.4
- (17) 厚生労働省報道発表資料2022年12月15日「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を決定(2022.12.17閲覧)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29837.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29837.html)
- (18) 厚生労働省(2017)「平成29年度全国児童福祉主幹課長・児童相談所長会議資料」p.325
- (19) 川並利治・井上景(2018)「児童福祉司養成に必要な実務の専門性とスキル—児童相談所スーパーバイザーの視点—」『金沢星稜大学人間科学研究』11(2), pp.15-24
- (20) 前掲書(16)p.41
- (21) 本稿で紹介した事例は、筆者の経験に基づいて抽象化した典型的な例として記載することで、本人が特定できないように個人情報保護への配慮を行っている。
- (22) 前掲書(6)pp.16-17
- (23) 津村智恵子(2009)「セルフ・ネグレクト防止活動に求める法的根拠と制度的支援」『高齢者虐待防止研究』5(1), pp.61-65
- (24) 小林篤子(2004)『高齢者虐待』中公新書, pp.218-219
- (25) 前掲書(3), pp.96-97
- (26) 副田あけみ編著(2013)『高齢者虐待にどう向き合うのか:安心づくり安全探しアプローチ開発』瀬谷出版
- (27) 山口光治(2019)「高齢者虐待防止のための養護者支援」『高齢者虐待防止研究』15(1), pp.29-34
- (28) 山口光治・坂田伸子・高橋智子・田熊喜代巳・武永慶志・宮間恵美子・米村美奈(2020)「高齢者虐待の養護者支援に関する実態調査結果から見た支援の困難性」『淑徳大学研究紀要(総合福祉学部・コミュニティ政策学部)』54, pp.1-23
- (29) 総務省「人口推計」にて2022年9月1日時点の概算値を使用
- (30) (29)と同様のデータで同時点の概算値を使用。ただし、便宜上0歳から19歳人口の和で算出していることに注意。
- (31) 大重好一(2008)「高齢者虐待防止法と地域包括支援センターの役割」『高齢者虐待防止研究』4(1), pp.41-44
- (32) 2020年度における虐待判断件数以外の件数17,676件の割合として、「虐待ではないと判断した事例」は33.5%、「虐待の判断に至らなかった事例」は17.0%であり、「虐待の判断に至らなかった事例」の理由は、「通報内容、虐待事実が確認できず」が22.5%で最も多く、次いで「家族間・親族間のトラブル、近隣トラブル」が9.1%、「情報が不足」が8.5%と目立った。
- (33) 前掲書(3), p.98
- (34) 前掲書(3), p.94
- (35) 前掲書(3), pp.41-44
- (36) 厚生労働省(2021)「地域包括支援センターについて」(2022.10.24参照)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000756893.pdf>
- (37) 前掲書(3), p.98
- (38) ピーター・デカルマー、フランク・グレンデニング編、田端光美・杉岡直人監訳『高齢者虐待 発見・予防のために』

ミネルヴァ書房, pp.125-127

- (39) 才村純 (2005) 『子ども虐待ソーシャルワーク論』 有斐閣, p.19, p.103
- (40) 前掲書(39)pp.13-24
- (41) 森山慎吾 (2021) 「在宅での高齢者虐待の対応と予防—地域包括支援センターの事例から考える役割と今後」『月刊福祉』 104 (11), pp.18-22
- (42) 金沢市福祉健康局長寿福祉課 (2006) 『高齢者虐待防止マニュアル 実務担当者編』 p.63
- (43) 金沢市における成年後見制度の市長申立て件数(高齢者分)は、2017年度34件、2018年度43件、2019年度49件と増加傾向にある。
- (44) 同じく高齢者の施設入所措置の一つである養護老人ホーム措置は「応能負担」になっており、高齢者福祉制度間でも差異が見られる。
- (45) 社会福祉法の改正により2021年4月に創設。市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」, 「参加支援」, 「地域づくりに向けた支援」

の3つの支援を一体的に実施することを必須にしている。各事業内容は社会福祉法第106条の4第2項に規定。

## 参考文献

- 乙幡美佐江 (2018) 「高齢者虐待防止法に基づいたソーシャルワーク実践における虐待事象の悪化防止—高齢者が益体の予防支援システムの構築に向けて—」『ルーテル学院研究紀要』 52, pp.59-78
- 川並利治 (2021) 「子ども虐待を人任せにしない新たな児童相談所の相談体制の一元化及びスマート化に関する考察」『金沢星稜大学人間科学研究』 14 (2), pp.23-29
- 春名苗・越智紀子 (2018) 「高齢者虐待に影響を与える市区町村の役割—地域包括支援センターの調査結果からみた課題—」『花園大学社会福祉学部研究紀要』 26, pp.61-69.
- 福富昌城 (2021) 「高齢者虐待が起こる背景と必要な支援」『月刊福祉』 104 (11), pp.8-12
- 宮島渡 (2021) 「高齢者施設における虐待をどう防ぐか」『月刊福祉』 104 (11), pp.13-17

